

○財務省告示第二百十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十六年六月十二日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十六年七月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第二百二十四回、第二百二十六回、第二百二十九回、第三百三十四回、第三百三十七回、第三百四十回及び第四百四十四回）及び利付国庫債券（三十年）（第三回、第九回、第十回、第十三回、第十四回、第十五回、第二十回、第二十二回、第二十六回、第二十七回、第二十八回、第二十九回、第三十回、第三十四回、第三十五回、第三十八回及び第四十回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入			

五 募入決定の  
 六 方 法  
 七 発 行 額  
 八 払 込 金 額  
 九 最 低 額 面 金  
 十 振 替 単 位

十一 発 行 行 価 格 日

十二 利 率  
 十三 経 過 利 子 率  
 の 払 込 み

札に よる 発行  
 各 申 込 の 額  
 さ い も か ら そ の 利 回 り 格 差 の 小  
 割 り 当 て る 。  
 額 面 金 額 二 千 九 百 八 十 三 億 円  
 三 千 二 百 十 億 六 千 三 百 六 十 九  
 万 六 千 円  
 五 万 円

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録による最低額面金  
 額の整数倍の金額に よるものと  
 する。平成十六年六月十二日  
 平成二十年六月十二日  
 発行対象国債の額面金額  
 百円につき、次の算式により算  
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \frac{100}{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}} \times \text{残存年数}} \times \text{残存年数}$$

(一) 別表のとおり  
 (二) は、募入決定の通知を受けた者  
 は、払込金額に追加の金額を払込  
 式により払い出したものとする。

の額利率の  
 / 子に  
 日  
 過  
 日  
 行  
 の  
 第  
 十  
 号  
 日  
 支  
 規  
 定  
 の  
 支  
 出  
 場  
 合  
 に  
 は  
 、  
 零  
 。

十四  
利子

償還期限  
償還金額  
入札の基  
準とする  
各発行の  
対象債の  
利象返済  
の対

(二)

発行時において、その利子の発生に  
係る所得が、源泉徴収の  
口座に記載し、振替口座  
の口座に記載し、前記さ  
れに、ついで、前記の  
金額を出し、三から五  
金に、百分の十、三、一  
乗じ、た、た、二、五  
債を發行したとき、該  
債者が、非居住者である  
者に、算出し、又は、  
ある者に、算出し、又は、  
居る者に、算出し、又は、  
受け取る者が、算出し、  
金額を、控除する乗じ  
る。

第十号に規定する発行日  
の各期に、次の各期  
と、算し、た、た、  
式に、よ、り、算  
出する。ただし、  
う、う、に、に、に、  
に、に、に、に、  
日、日、日、日、  
に、に、に、に、  
同一に、同一に、  
各発行国債の額面金額×各

十五  
七六五

(別表のとおり)  
額、金額、準  
に、に、に、  
六、六、十、  
年、年、日、  
が、が、公  
会、会、社、  
考、考、載、  
の、の、り、  
平、平、成、  
成、成、成、  
二、二、二、  
十、十、十、  
六、六、六、  
年、年、年、  
均、均、均、  
平、平、平、  
均、均、均、  
利、利、利、  
回、回、回、  
利、利、利、  
平、平、平、  
利、利、利、  
單、單、單、

（（利 回第二付 百十年国 三年庫 十七）債 券	（（利 回第二付 百十年国 三年庫 十五）債 券	（（利 回第二付 百十年国 三年庫 十四）債 券	（（利 回第二付 百十年国 二年庫 十九）債 券	（（利 回第二付 百十年国 二年庫 十六）債 券	（（利 回第二付 百十年国 二年庫 十四）債 券	名称及び記号
一・七%	一・七%	一・八%	一・八%	二・〇%	二・〇%	利率（年）
日年平 六成 月四 二十四	日年平 三成 月四 二十四	日年平 三成 月四 二十四	日年平 六成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	十年平 日十成 二月十二	償還期限
四十六億円	九十一億円	億二百四十六	百五十億円	十億円	六億円	（発行 額面金額）

（別表）

十八 元利金支  
十九 払場所  
十九 入札参加者  
二十 払込期日

平成二十六年六月十二日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

月十日午前九時以前に訂正され  
た場合には、訂正後の当該単利  
利回りとする。

（利付二十年庫券） （第三十回）	（利付二十年庫券） （第三十回）	（利付二十年庫券） （第三十回）	（利付二十年庫券） （第三十回）	（利付二十年庫券） （第三十回）	（利付二十年庫券） （第三十回）	（利付二十年庫券） （第三十回）	（利付二十年庫券） （第三十回）	（利付二十年庫券） （第三十回）	（利付二十年庫券） （第三十回）	（利付二十年庫券） （第三十回）	（利付二十年庫券） （第三十回）	（利付二十年庫券） （第三十回）	（利付二十年庫券） （第三十回）
二・五%	二・五%	二・四%	二・五%	二・五%	二・五%	二・四%	二・〇%	一・一%	一・四%	二・三%	一・五%	一・五%	
平成二十五年三月	平成二十四年九月	平成二十四年三月	平成二十四年三月	平成二十四年九月	平成二十四年六月	平成二十四年三月	平成二十四年二月	平成二十四年三月	平成二十四年二月	平成二十四年五月	平成二十四年三月	平成二十四年六月	
六十六億円	三十八億円	三百五十六億円	三十億円	三億円	五十億円	二百六十二億円	四十一億円	二百三十二億円	七百七十七億円	十六億円	八百八十八億円	四百三十四億円	

（利付第三十国十年庫回債券）	（利付第三十国十年庫回債券）	（利付第三十国十年庫回債券）	（利付第三十国十年庫回債券）	（利付第三十国十年庫回債券）	（利付第三十国十年庫回債券）
一・八%	一・八%	二・〇%	二・二%	二・三%	二・四%
日年平 九成 月五 二十五	日年平 三成 月五 二十五	日年平 九成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十一	九平 月成 二五 十年
九十八億円	八十三億円	六十三億円	円百六十六億	四十三億円	八十八億円